

## 瑞穂町行政評価委員会第 29 回補助金等審査分科会 審査・報告事項

### 審査事項（2 件（補助金等 3 件））

| 番号     | 担当課           | 補助金等名称                        | 資料    |
|--------|---------------|-------------------------------|-------|
| 4 審査-8 | 福祉部<br>福祉課    | 令和 4 年度障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策補助金 | 1 - 1 |
|        | 福祉部<br>子育て応援課 | 令和 4 年度保育所等物価高騰緊急対策事業補助金      | 1 - 2 |
| 4 審査-9 | 福祉部<br>健康課    | 瑞穂町里帰り等定期予防接種費用助成金            | 2     |

### 報告事項（3 件）

| 番号     | 担当課           | 補助金等名称                                              | 資料 |
|--------|---------------|-----------------------------------------------------|----|
| 4 報告-5 | 福祉部<br>福祉課    | 令和 4 年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金） | 3  |
| 4 報告-6 | 福祉部<br>子育て応援課 | 高校生等医療費助成事業                                         | 4  |
| 4 報告-7 | 教育部<br>教育指導課  | 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金                                | 5  |

・補助金の内容については、資料を参照願います。

様式

補助金等の創設に係る審査書

|                                        |                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金等名称                                 | 令和4年度障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策補助金                                                                                                                                                                                         |
| 担当部署                                   | 福祉部 福祉課 障がい者支援係                                                                                                                                                                                                     |
| 担当者名                                   | 若松亮子                                                                                                                                                                                                                |
| 補助対象                                   | <p>(1) 以下の障害福祉サービス事業を実施する町内の民間事業所（9法人13事業所）</p> <p>①共同生活援助、短期入所</p> <p>②生活介護、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、自立生活援助、計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援</p> <p>(2) (1) と同様の事業を実施する公立の委託事業所（3法人5事業所）</p> |
| 規程等                                    | <p>令和4年度障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策支援金交付要綱（今後都が制定予定）</p> <p>令和4年度障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策補助金交付要綱（今後制定予定）</p>                                                                                                                     |
| 事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）   | <p>実施主体：瑞穂町</p> <p>対象経費：対象事業を実施する事業所が支出した光熱水費、燃料費、食材費等に対し、下記基準額を上限に補助</p> <p>基準額：①158円×令和4年8月の利用実績者数×日数（182日上限）</p> <p>②42円×令和4年8月の利用実績者数×日数（120日上限）</p>                                                            |
| 補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） | <p>物価高騰に直面する中、利用者から高騰分を徴収することが困難な福祉サービス事業所の負担軽減を目的とします。</p> <p>都が同様の事業を実施し、区市町村に対し補助率10／10の補助を行うことから、当該事業を実施するものです。</p> <p>都の制度では、町が設置する公立の事業所は補助対象外のため、同様の支援を委託料の増額として行い、民間事業所との公平性を担保します。</p>                     |
| 補助金額（補助基準額で積算）                         | <p>補助対象（1）</p> <p>補助単価158円×利用者数54人×日数182日＝1,552,824円</p> <p>補助単価42円×利用者数282人×日数120日＝1,421,280円</p> <p>合計 2,974,104円</p> <p>補助対象（2）</p> <p>補助単価42円×利用者数142人×日数120日＝715,680円</p>                                      |
| 補助割合                                   | 補助対象（1）都10／10、補助対象（2）町一般財源                                                                                                                                                                                          |
| 補助対象期間                                 | 令和4年10月1日から令和5年3月31日まで                                                                                                                                                                                              |
| その他                                    | <p>(2) 町一般財源分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等、財源確保に努めます。</p>                                                                                                                                                       |

様式

補助金等の創設に係る審査書

|                                        |                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金等名称                                 | 令和4年度保育所等物価高騰緊急対策事業補助金                                                                                                                                                                                        |
| 担当部署                                   | 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係                                                                                                                                                                                            |
| 担当者名                                   | 池田 隼士                                                                                                                                                                                                         |
| 補助対象                                   | Aグループ：町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園 計13園<br>Bグループ：一時預かり事業、定期利用保育事業、病児保育事業                                                                                                                                       |
| 規程等                                    | 令和4年度保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱（今後都が制定予定）<br>令和4年度瑞穂町保育所等物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱（今後制定予定）                                                                                                                                 |
| 事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係</li> <li>・対象児童数：Aグループ：実施期間における各月の月初日在籍児童数の合計<br/>Bグループ：実施期間における延べ利用児童数</li> <li>・補助金額：Aグループ：児童一人当たり月額1,465円<br/>Bグループ：児童一人当たり日額60円</li> </ul> |
| 補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） | <p>物価高騰に直面する中、利用者から高騰分を徴収することが困難な保育所等の負担軽減を目的とします。</p> <p>都が同様の事業を実施し、区市町村に対し補助率10/10の補助を行うことから、当該事業を実施するものです。</p> <p>また、現時点で都制度では公立認可保育所及び幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）は対象外ですが、同様のスキームで補助を実施し、町内保育所等との公平性を担保するものです。</p>  |
| 補助金額                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Aグループ<br/>月額@1,465円×1,027人×6カ月=9,027,330円…（A）</li> <li>・Bグループ<br/>日額@60円×4,500人=270,000円…（B）</li> <li>・合計（A）+（B）=9,297,330円</li> </ul>                                |
| 補助割合                                   | <p>都10/10</p> <p>ただし、Aグループの公立保育園及びA・Bグループの幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）は町10/10となります。</p>                                                                                                                                  |
| 補助対象期間                                 | 令和4年10月1日から令和5年3月31日まで                                                                                                                                                                                        |
| その他                                    | 町10/10補助分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等、財源確保に努めます。                                                                                                                                                         |

様式

補助金等の創設に係る審査書

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 補助金等名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 瑞穂町里帰り等定期予防接種費用助成金 |
| 担当部署                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 福祉部健康課健康係          |
| 担当者名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 鈴木 隆太              |
| <b>補助対象</b><br>(1) 接種対象者 保護者の里帰り出産等のやむを得ない事情により、町の予防接種に係る契約医療機関（以下「契約医療機関」という。）以外で、定期予防接種を受ける方<br>(2) 助成対象者 上記（1）の者の保護者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                    |
| <b>規程等</b><br>瑞穂町里帰り等定期予防接種費用助成金交付要綱（今後制定予定）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                    |
| <b>事業概要</b> （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）<br><br>(1) 実施方法<br>①被接種者の保護者が里帰り出産等のやむを得ない事情により、契約医療機関以外で、接種を受けたい旨の申請（依頼書の交付）をします。<br>②町から接種を受ける予定である医療機関あての依頼書を保護者へ交付します。<br>③町から交付された依頼書をもって、契約医療機関以外で接種を受けます。<br>④接種後、領収書等の必要書類を添付し、町へ助成金の交付申請をします。<br>⑤審査の上、町から保護者へ助成金（当該接種に要した費用と契約医療機関で当該接種を受けた場合の費用を比較して、いずれか少ない金額）を交付します。<br><br>(2) 周知<br>町ホームページ及び里帰り出産等をされる方へ個別にお知らせ                                                                                                                                        |                    |
| <b>補助の必要性</b> （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）<br><br>現在、町では、健康に関することを気軽に相談でき、必要な際は専門医療機関を紹介することができる、身近で頼りになるかかりつけ医を見つけていただくことを目的の一つとし、契約医療機関で接種を受けた場合を公費負担としています。<br>生後6か月間は、接種する定期予防接種が多くありますが、里帰り出産等のやむを得ない事情により、契約医療機関で接種を受けることができない場合も想定され、このことにより、定期予防接種の未接種につながるおそれもあります。また、やむを得ず、契約医療機関以外で接種をした場合は、全額自己負担となり、経済的な負担が生じます。<br>このため、助成の実施により、定期予防接種の未接種を防ぐとともに、契約医療機関以外での自己負担による接種に対する経済的な負担軽減を図るものです。<br><br>（参考：生後6か月間に標準的な接種期間となる定期予防接種）<br>・H i b（ヒブ） ・小児用肺炎球菌 ・B型肝炎<br>・ロタウイルス ・四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ） |                    |

|                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>補助金額</b><br>【助成額】<br>当該接種に要した保護者が支払う実費負担額と契約医療機関で当該接種を受けた場合の費用を比較して、いずれか少ない金額                                                                                                                                    |
| <b>補助割合</b><br>【財源】<br>一般財源<br><br>(参考)<br>【歳出】<br>1, 9 6 0, 0 0 0 円<br>令和 3 年度里帰り等妊婦健診受診者数（1 4 人）及び令和 4 年度に町が契約している予防接種委託料と医薬材料費（ワクチン代）から算出<br>※助成金を増額しますが、予防接種委託料と医薬材料費（ワクチン代）を増額分と同額で減額するため、全体の予算額としては、増減はありません。 |
| <b>実施期間</b><br>令和 5 年 4 月 1 日から                                                                                                                                                                                     |
| <b>その他（今後のスケジュール）</b><br>令和 4 年 1 1 月           行政評価委員会補助金等審査分科会で報告<br>令和 5 年    3 月           令和 5 年第 1 回町議会定例会   予算案提出<br>3 月           要綱制定<br>4 月 1 日       事業開始                                                |

## 瑞穂町里帰り等定期予防接種費用助成金交付要綱（案）

（令和 年 月 日）  
（告示 第 号）

### （目的）

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する定期の予防接種（以下「予防接種」という。）の対象者が、保護者の里帰り出産等のやむを得ない事情により、町の予防接種に係る契約医療機関（以下「指定医療機関等」という。）以外の医療機関等において予防接種を受けた場合において、その費用の一部を助成することにより、感染症のまん延防止及び住民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

### （助成対象予防接種）

第2条 助成の対象となる予防接種（以下「助成対象予防接種」という。）は、法第2条第2項のA類疾病に係る予防接種であって、第5条第3項の規定により指定医療機関等以外の医療機関等において実施されるものとする。

### （助成対象予防接種対象者）

第3条 助成対象予防接種を受けることができる者は、予防接種の対象者のうち、当該予防接種を受ける日において町の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）保護者の里帰り出産のため、長期（おおむね3月以上の期間をいう。以下同じ。）にわたり町の区域外（以下「町外」という。）に滞在している者
- （2）保護者の里帰り出産のため、町外に滞在している期間中に予防接種の期限を迎えてしまう者
- （3）医療機関、施設等に長期にわたり入院し、又は入所している者
- （4）疾病等の理由により、入院し、又は定期的に通院している医療機関における予防接種の実施が強く推奨される者

(5) 災害等のやむを得ない事情により、町外に長期にわたり滞在している者

(6) 前各号に掲げるもののほか、特段の事情により町長が特に必要と認める者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、当該予防接種に要した費用又は指定医療機関等において当該予防接種を実施したものと想定する場合に算定される費用のいずれか少ない額とする。

(助成対象予防接種の申請等)

第5条 助成対象予防接種を受けようとする者の保護者（以下「接種希望者」という。）は、予防接種依頼書交付申請書（様式第1号）により町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付を決定したとき、又は交付をしないこととしたときは、予防接種依頼書交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、接種希望者に通知するものとする。この場合において、町長は、交付を決定したときは、接種希望者に対し予防接種実施依頼書（様式第3号。以下「依頼書」という。）を交付するものとする。

3 前項後段の規定により依頼書の交付を受けた接種希望者は、当該接種に係る子について、指定医療機関等以外の医療機関等において予防接種を受けさせるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 前条第3項の規定により実施された予防接種に係る費用について、助成金の交付を受けようとする保護者（以下「交付申請者」という。）は、助成対象予防接種の実施日の翌日から6月以内に、次に掲げる書類を添えて、予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第4号）により町長に申請するものとする。

(1) 予防接種の実施に係る領収書の写し

(2) 母子健康手帳、予防接種済証等の予防接種の記録が記載されている書類

(3) 予診票の原本又はその写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したとき、又は交付をしないこととしたときは、予防接種費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに当該助成金の交付を行うものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。



様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

瑞穂町長 あて

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

予防接種依頼書交付申請書

瑞穂町里帰り等定期予防接種費用助成金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

|              |               |        |
|--------------|---------------|--------|
| 被 接 種 者      | 住 所           |        |
|              | 氏 名           | (ふりがな) |
|              | 生年月日          | 年 月 日  |
| 定期 予 防 接 種 名 |               |        |
| 申 請 理 由      |               |        |
| 滞 在 先 住 所    |               |        |
| 滞在期間（予定）     | 年 月 日 ～ 年 月 日 |        |
| 接種希望医療機関名    | 医療機関名         |        |
|              | 所 在 地         |        |

文 書 番 号  
年 月 日

様

瑞穂町長



予防接種依頼書交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった予防接種依頼書について、下記のとおり決定しましたので、瑞穂町里帰り等定期予防接種費用助成金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 交 付

（1）被接種者氏名

（2）予防接種の種類

2 不交付

不交付の理由：

年 月 日

予防接種実施医療機関長 様

瑞穂町長 印

予防接種依頼書

瑞穂町に住所を有する下記の者から、貴院での予防接種を希望する申し出がありましたので、接種実施に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

なお、当該予防接種に起因する健康被害が生じた場合は、予防接種法の規定に基づき、当町の責任において処理します。

接種費用は、被接種者の保護者より徴収の上、接種費用の内訳が分かる領収書の発行いただきますようお願い申し上げます。また、予診票の写しを被接種者の保護者へ交付いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

|               |               |        |
|---------------|---------------|--------|
| 被 接 種 者       | 住 所           |        |
|               | 氏 名           | (ふりがな) |
|               | 生年月日          | 年 月 日  |
| 保 護 者 氏 名     |               |        |
| 定 期 予 防 接 種 名 |               |        |
| 依 頼 理 由       |               |        |
| 滞 在 先 住 所     |               |        |
| 滞在期間（予定）      | 年 月 日 ～ 年 月 日 |        |
| 予防接種実施依頼先     | 医療機関名         |        |
|               | 所 在 地         |        |

予防接種費用助成金交付申請書兼請求書

瑞穂町長 あて

申請者 氏 名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

瑞穂町里帰り等定期予防接種費用助成金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請及び請求します。なお、この申請に当たり、瑞穂町が住民基本台帳等を閲覧し、及び予防接種実施医療機関等に問い合わせることに同意します。

記

1 被接種者 ※太枠内のみ記入してください。

|        |        |         |       |
|--------|--------|---------|-------|
| 被接種者氏名 | (ふりがな) | 生 年 月 日 | 年 月 日 |
|--------|--------|---------|-------|

2 接種した予防接種

| 予防接種の種類 | 接 種 日 | 支 払 額 | 当該年度の町の<br>接種委託料 | 当該年度の町のワ<br>クチン購入単価 | 請 求 額 |
|---------|-------|-------|------------------|---------------------|-------|
|         | 年 月 日 | 円     | 円                | 円                   | 円     |
|         | 年 月 日 | 円     | 円                | 円                   | 円     |
|         | 年 月 日 | 円     | 円                | 円                   | 円     |
|         | 年 月 日 | 円     | 円                | 円                   | 円     |
|         | 年 月 日 | 円     | 円                | 円                   | 円     |
| 請求額合計   |       |       |                  |                     | 円     |

3 振込先

|                          |                  |         |  |                |
|--------------------------|------------------|---------|--|----------------|
| 金 融 機 関 名                | 銀行<br>信用金庫<br>農協 |         |  | 本店<br>支店<br>支所 |
| 口 座 種 別                  | 普通 ・ 当座          | 口 座 番 号 |  |                |
| ( フ リ ガ ナ )<br>口 座 名 義 人 | ( )              |         |  |                |

4 添付書類

- (1) 予防接種の実施に係る領収書の写し
- (2) 母子健康手帳、予防接種済証等の予防接種の記録が記載されている書類
- (3) 予診票の原本又はその写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

文 書 番 号  
年 月 日

様

瑞穂町長



予防接種費用助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった予防接種費用助成金について、下記のとおり決定しましたので、瑞穂町里帰り等定期予防接種費用助成金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交 付

（1）交付額 円

（2）被接種者氏名

（3）予防接種の種類

（4）振込予定日 年 月 日

2 不交付

不交付の理由：

補助金等の創設に係る審査書

|                                                                                                                                                                        |                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 補助金等名称                                                                                                                                                                 | 令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別支援事業<br>(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金) |
| 担当部署                                                                                                                                                                   | 福祉部 福祉課 福祉推進係                                         |
| 担当者名                                                                                                                                                                   | 小山健一                                                  |
| 補助対象<br>次の①又は②に該当する世帯<br>①基準日（令和4年9月30日）において同一世帯に属する者全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯<br>②家計が急変し①と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）                                                    |                                                       |
| 規程等<br>令和4年度瑞穂町子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱                                                                                                            |                                                       |
| 事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）<br>①支給対象世帯：4,000世帯<br>②支給金額：1世帯当たり 50,000円<br>③支給受付期間：11月から1月31日<br>④支給方法：指定口座に振り込み<br>⑤財 源：令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金<br>(補助率10/10) |                                                       |
| 補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）<br>光熱水費、物価等の高騰による生活への影響を軽減するため、住民税非課税世帯に臨時特別給付金を給付する必要があるため。                                                                    |                                                       |
| 補助金額<br>10月28日付けで補正予算を専決処分しました。<br>①補助及び交付金：住民税非課税世帯への臨時特別給付金<br>@ 50,000円×4,000世帯 = 200,000,000円<br>②委託料：業務委託料 外 = 16,640,000円                                        |                                                       |
| 補助割合<br>10分の10                                                                                                                                                         |                                                       |
| 実施期間<br>支給受付期間：11月から1月31日                                                                                                                                              |                                                       |
| その他<br>○未申告者の属する世帯、基準日以降の転入世帯等は、別途申請や確認が必要となります。<br>○住民部税務課の協力及び連携のもと事業を進めます。                                                                                          |                                                       |

令和４年度瑞穂町子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱  
（案）

〔 令和４年　月　日 〕  
〔 告　示　第　　号 〕

（目的）

第１条 この要綱は、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、プッシュ型給付を行うこととされたことを踏まえ、臨時的な措置として実施する、令和４年度瑞穂町子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金）（以下「価格高騰緊急支援給付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において「電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金」とは、前条の目的を達するために、瑞穂町によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第３条 価格高騰緊急支援給付金の支給対象者は、令和４年９月３０日（以下「基準日」という。）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次に掲げる世帯の世帯主とする。

- （１）令和４年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による令和４年度分の市町村民税（同法の規定によ

る特別区民税を含む。以下同じ。) 均等割が課されていない者又は瑞穂町税賦課徴収条例(昭和25年条例第7号)で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯

- (2) 令和4年1月以降の家計急変世帯 前号に該当する世帯以外の世帯のうち、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和4年1月から令和4年12月までの任意の1箇月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。))が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。)ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

ア 前号に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯(当該者が前号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。)

イ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し価格高騰緊急支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する価格高騰緊急支援給付金の額は、1世帯当たり5万円とする。

(受給権者)



第5条 価格高騰緊急支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別表のとおりとする。

（支給の方式）

第6条 一次の各号に掲げる者が、価格高騰緊急支援給付金の支給を受けようとするときは、それぞれ当該各号に定める書面を町長に提出し、又は申請する方式により行う。

（1）第3条第1項第1号に該当する支給対象者（次号に規定する支給対象者を除く。） 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）

（2）前号の支給対象者のうち申請を必要とするもの及び第3条第1項第2号に該当する支給対象者（以下これらを「申請者」という。） 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯分）申請書（請求書）（様式第2号）又は電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（様式第3号。以下これらを「申請書」という。）

2 確認書の提出は郵送により、申請書による申請に基づく支給は次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

（1）郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により瑞穂町に提出し、瑞穂町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を瑞穂町の窓口へ提出し、瑞穂町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は瑞穂町の窓口において瑞穂町へ提出し、瑞穂町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、価格高騰緊急支援給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が、確認書の提出をするときは確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。この場合において、瑞穂町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 瑞穂町は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては町長が別に定める方法により代理権を確認するものとする。

(申請の受付開始日及び期限)

第8条 価格高騰緊急支援給付金の申請受付開始日は、町長が別に定める日とする。

2 市町村民税非課税世帯への支給のうち、確認書及び申請書の提出期限は、町長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第9条 町長は、第6条の規定により確認書又は申請書の提出があ

ったときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し価格高騰緊急支援給付金を支給する。

（価格高騰緊急支援給付金の支給等に関する周知等）

第10条 町長は、給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに第6条の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合は、支給対象者が価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第9条の規定による支給の決定を行った後、確認書又は申請書の不備による振込不能等があり、瑞穂町が確認等に努めたにもかかわらず確認書又は申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った価格高騰緊急支援給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 価格高騰緊急支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 別表（第5条関係）

- 1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い  
（1）次に掲げる事例であって、かつ、（2）の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が瑞穂町に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の価格高騰緊急支援給付金については、瑞穂町から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）等、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において瑞穂町に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

- （2）申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。この場合において、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）及び行政機関

並びに関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合（婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）

## 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の（1）から（6）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び（6）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。））については、瑞穂町における申請・受給権者とする。

- （1）児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- （2）児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児

入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下これらを「乳児院等」という。)に入所している児童(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)

(3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童(2箇月以内の期間を定めて行わ

れる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

- (５) 児童福祉法第２５条の７第１項第３号の規定により同法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（２箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成２９年３月３１日付け雇児発０３３１第１０号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、入居している者に限る。)
- (６) 児童福祉法第２３条第１項の規定により同法第３８条に規定する母子生活支援施設に入所している者（２箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

### ３ 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下これらを「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、瑞穂町に住民基本台帳に記録されているものについては、瑞穂町における申請・受給権者とする。ただし、瑞穂町で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合は、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (１) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第１８条第１項若しくは第２項又は知的障害者福祉法第１５条の４若しくは第１６条第１項第２号の規定による措置が執られている者（措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（２箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
- (２) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第１０条の４第１項及び第１１条第１項の規定による入所等の措置等が執られている者（２箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている

者を除く。)

#### 4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方又は事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、瑞穂町において住民基本台帳に記録されたときは、瑞穂町における申請・受給権者とする。

#### 5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると瑞穂町に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを町長が相当と認めるときは、瑞穂町における申請・受給権者とする。



補助金等の創設に係る審査書

|                                                                                                                                                                                                                                                                    |                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 補助金等名称                                                                                                                                                                                                                                                             | 高校生等医療費助成事業       |
| 担当部署                                                                                                                                                                                                                                                               | 福祉部 子育て応援課 子育て支援係 |
| 担当者名                                                                                                                                                                                                                                                               | 島崎 友介             |
| <b>補助対象</b><br>町内在住の高校生等を養育している方<br>※高校生等：15歳の4月1日から18歳の3月31日までの間にある児童とします。なお、対象人数は848人（見込）と試算しています。                                                                                                                                                               |                   |
| <b>規程等</b><br>瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例<br>瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例施行規則                                                                                                                                                                                                     |                   |
| <b>事業概要</b> （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）<br>目 的<br>高校生等を養育している方に対して、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期である高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的に実施するものです。<br>所得制限 医療証の発行に当たっては、補助対象者の所得制限を設けません。<br>申請方法 申請による手続により医療証を発行します。<br>年度更新 毎年10月1日とします。 |                   |
| <b>補助の必要性</b> （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）<br>生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期にある高校生等の保健の向上と、健全な育成を図ることに加え、養育者の経済的負担の軽減にもつながります。また、子育て支援に力を入れている町の方針とも整合します。<br>※この事業は、東京都が定めた実施要綱を基に各区市町村が実施するものであり、都内全ての区市町村が令和5年度中に開始する見込みです。                                         |                   |
| <b>補助金額（助成金額）</b><br>入院及び調剤等…医療保険の自己負担分を助成します。<br>通院…医療保険の自己負担分を助成から通院1回200円（一部自己負担）を控除した額を助成します。                                                                                                                                                                  |                   |
| <b>補助割合</b><br>所得制限内の補助対象者の経費に関して、東京都1／2、瑞穂町1／2となります。ただし、令和5年度からの3年間は、東京都10／10となります。<br>参考）<br>【歳入】<br>高校生等医療費助成補助金 17,626,000円<br>【歳出】<br>事務関係経費 1,361,000円<br>（会計年度任用職員報酬、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、医療費給付費）<br>医療費助成審査支払委託料 438,000円<br>医療費助成費 16,600,000円                |                   |

**実施期間**

医療費の助成は、令和 5 年 4 月 1 日から開始します。

**その他**

令和 5 年 4 月 1 日から実施するに当たり、令和 4 年度から準備事務（システム改修、申請受付、医療証発行）を行っています。なお、準備事務経費は、全額東京都の補助対象です。

## 瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例

〔令和４年９月１３日〕  
〔条例第１５号〕

### （目的）

第１条 この条例は、高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

### （定義）

第２条 この条例において「高校生等」とは、１５歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。

２ この条例において「高校生等を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

（２）父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない高校生等を監護し、かつ、その生計を維持する者

（３）高校生等が何人からも監護されておらず、町長が必要と認める場合は当該高校生等本人

３ 前項第１号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該高校生等は、当該父又は母のうちいずれか当該高校生等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

４ この条例にいう「父」には、母が高校生等を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

### （対象者）

第３条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、瑞穂町（以下「町」という。）の区

域内に住所を有する高校生等を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する高校生等を養育している者は、対象としない。

（1）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者

（2）規則で定める施設に入所している者

（3）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている者

（医療証の交付）

第 4 条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する高校生等について、規則で定めるところにより、町長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第 5 条 町は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

- 2 前項に規定する助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。  
(医療費の助成)

第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に対して助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(一部負担金相当額の支払方法)

第7条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、別表に規定する一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

(届出の義務)

第8条 対象者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

- 2 対象者は、現況について、規則で定めるところにより毎年、現況届を町長に提出しなければならない。

- 3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく町長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第10条 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を町に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第11条 町長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、町長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の

規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 第4条の規定により行う必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第5条、第7条関係）

| 区分                            | 一部負担金相当額 |
|-------------------------------|----------|
| 入院、調剤及び訪問看護に係る医療費             | 0 円      |
| 通院（施術を含む。）に係る医療費<br>（通院1回当たり） | 2 0 0 円  |

備考 通院1回当たりの対象者負担額が200円に満たない場合にあっては、その満たない額

補助金等の創設に係る審査書

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 補助金等名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金 |
| 担当部署                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 教育部 教育指導課 指導係        |
| 担当者名                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 加藤 篤士                |
| <b>現行制度</b><br>瑞穂町立学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、町が学校行事等に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内において補助することにより、保護者負担の軽減を図るとともに学校教育の充実に資することを目的として、平成24年に制定されました。<br>補助対象行事等は瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱（以下「要綱」）第2条の各号に規定されており、各学校で行う演劇鑑賞教室、校外学習、部活動の大会参加に係る経費、スカイホールを使用した音楽会や合唱コンクールに参加する際のバス代等の保護者が負担すべき費用のうち、要綱第3条別表に規定されている金額を補助しています。 |                      |
| <b>改正の経緯及び目的</b><br>小学校の校外学習「東京英語村」について、立川市にオープンする体験型英語学習施設「東京グローバルゲートウェイ」の利用を通して、英語教育の推進を図ります。対象学年は、外国語科として英語の学習が始まる小学校第5学年とします。第5学年臨海学校は、2泊3日から1泊2日に縮小し、保護者の経済的負担や教職員の校務軽減に配慮します。<br>中学校については、各学校の状況に応じて、体験的な活動を工夫できるよう、本改正により、スキー教室以外の内容の宿泊行事を補助できるようにします。                                            |                      |
| <b>改正の内容</b><br>要綱第3条別表に規定されている行事について以下のとおり改正します。<br>「臨海（林間）学校」を「東京英語村」に改正します。<br>「スキー教室」を「宿泊を伴う校外学習」に改正します。                                                                                                                                                                                             |                      |
| <b>規定等</b><br>瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱                                                                                                                                                                                                                                                                   |                      |
| <b>補助金額</b><br>東京英語村 児童1人あたり2,500円<br>宿泊を伴う校外学習 生徒1人あたり4,500円                                                                                                                                                                                                                                            |                      |
| <b>実施期間</b><br>令和5年4月から                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                      |
| <b>その他</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                      |



## 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱

平成24年2月16日  
告示第21号

### （目的）

第1条 この要綱は、瑞穂町立学校（以下「学校」という。）に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、町が学校行事等に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内において補助することにより、保護者負担の軽減を図るとともに学校教育の充実に資することを目的とする。

### （補助対象行事及び対象者）

第2条 補助の対象となる行事及び対象となる保護者は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。

- （1）音楽会又は合唱コンクールに出席する児童又は生徒の保護者
- （2）音楽鑑賞会に出席する児童又は生徒の保護者
- （3）演劇鑑賞教室に出席する児童又は生徒の保護者
- （4）校外学習に参加する児童又は生徒の保護者
- （5）心臓検診等の結果、精密検診を受ける児童又は生徒の保護者
- （6）在籍する小学校又は中学校の校長（以下「校長」という。）

の許可を受け、町外の音楽会に参加する児童又は生徒の保護者

- （7）中学校の部活動の一環として、各種大会に参加する生徒の保護者

### （補助額）

第3条 補助金の額は、別表区分の欄に掲げる区分に応じ、補助額の欄に定める額とする。

### （校長への権限委任）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の申請、請求及び受領等について、補助金交付申請事務代理人選任届（様式第1号）によりその権限を校長に委任するものとする。

### （交付申請）

第5条 校長は、前条の委任を受けたときは、補助金交付申請書（様式第2号）により町長に申請しなければならない。

### （交付決定）

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査の上、補

助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により校長に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 校長は、前条の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（実績報告）

第8条 校長は、補助事業が終了したときは、補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出し、速やかに、精算しなければならない。

2 校長は、第4条に規定する委任した者に対し、速やかに、補助金の使途を報告しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）に定めるところによる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、瑞穂町教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月25日告示第140号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に申請された瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日告示第77号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の告示の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第3条関係）

| 区 分         | 補 助 額                                                                                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 2 条 第 1 号 | 実費                                                                                            |
| 第 2 条 第 2 号 | 実費                                                                                            |
| 第 2 条 第 3 号 | 実費                                                                                            |
| 第 2 条 第 4 号 | 小学校（児童 1 人当たりの額）<br>遠足、社会科見学その他の校外学習等<br>2, 0 0 0 円<br>臨海（林間）学校 2, 5 0 0 円<br>移動教室 3, 0 0 0 円 |
|             | 中学校（生徒 1 人当たりの額）<br>校外学習（日帰り） 2, 0 0 0 円<br>スキー教室 4, 5 0 0 円<br>修学旅行 1 0, 0 0 0 円             |
| 第 2 条 第 5 号 | 交通費の実費                                                                                        |
| 第 2 条 第 6 号 | 児童及び生徒対外旅費として<br>西多摩連合音楽会 実費<br>多摩っ子コンサート 実費                                                  |
| 第 2 条 第 7 号 | 生徒派遣旅費として<br>大会参加旅費 実費（部活動の設置単位ごとに 1 会計年度 1 0 0 万円を上限とする。）<br>競技参加費として<br>大会参加費 実費            |

様式第 1 号(第 4 条関係)

補助金交付申請事務代理人選任届

代 理 人

学 校 名

校 長 名

私の瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付に係る申請、  
請求及び受領につき、上記の者を代理人に選任し、その権限を委任し  
たので届け出ます。

年 月 日

瑞穂町長 あて

委 任 者

学 校 名

児童・生徒氏名

保護者氏名

(自署)

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

瑞穂町長 あて

所在地

名 称

代表者

職氏名

補助金交付申請書

瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱に基づき、  
次のとおり交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

一金

円也

記

- 1 補助金を必要とする理由
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 その他

様式第 3 号（第 6 条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

瑞穂町長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました瑞穂町立

学校の行事等保護者負担軽減補助金については、下記のとおり

決定しましたので通知します。

記

1 対象事業名

2 補助金の額

円

様式第 4 号（第 7 条関係）

年 月 日

瑞穂町長 あて

所在地

名 称

代表者  
職氏名

印

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号をもって、交付決定の

通知を受けた補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 対象事業名

2 補助金請求額

円

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

瑞穂町長 あて

所在地

名 称

代表者  
職氏名

補 助 金 実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号をもって、交付決定の通知  
を受けた補助金に係る実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の成果
- 3 事業報告書（別紙添付）
- 4 収支決算書（別紙添付）